



平成30年8月30日 各 位

会 社 名 株式会社オルトプラス

代表者名 代表取締役 CEO 石井

(コード番号:3672 東証第一部)

問 合 せ 先 取締役 CFO 執行役員 竜石堂 潤一

財務·経理部長

(Tel. 03-4405-4339)

第三者割当による第5回新株予約権(行使価額修正条項付)及び 第6回新株予約権(行使価額修正選択権付)の発行に関するお知らせ

当社は、平成30年8月30日開催の取締役会において、マッコーリー・バンク・リミテッド(以下「マッコーリー・ バンク」といいます。)及び株式会社SBI証券(以下「SBI証券」といいます。)を割当予定先とする第三者割当の方法 による第5回新株予約権及び第6回新株予約権(以下「本新株予約権」と総称します。)の発行を行うこと(以下「本 第三者割当」といいます。) を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割当日	平成30年9月18日		
(2) 新株新株予約権の総数	33,000 個		
	第5回新株予約権 28,000 個		
	第6回新株予約権 5,000 個		
(3) 発行価額	総額 18, 276, 000 円		
	第5回新株予約権1個当たり557円		
	第6回新株予約権1個当たり536円		
(4) 当該発行による潜在株式数	3,300,000株(新株予約権1個につき100株)		
	第5回新株予約権 2,800,000株		
	第6回新株予約権 500,000株		
	第5回新株予約権の下限行使価額は544円、第6回新株予約権の下限行使価		
	額は544円となります。なお、本新株予約権の全部が各下限行使価額で行使		
	された場合においても、発行される株式数は3,300,000株です。		
(5) 資金調達の額	3, 155, 076, 000 円(差引手取概算額 3, 120, 781, 600 円)		
	(内訳)		
	第5回新株予約権		
	新株予約権発行分: 15,596,000円		
	新株予約権行使分: 2,536,800,000 円		
	第6回新株予約権		
	新株予約権発行分: 2,680,000円		
	新株予約権行使分: 600,000,000 円		
	差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額に、全ての本新株予約権		
	が当初行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額の合		
	計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引		
	いた金額となります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の		
	額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期		
	間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し若しくは買		
	取った場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。		
(6) 行使価額及び行使価額の修正	当初行使価額		
条項	第 5 回新株予約権 906 円		
	第6回新株予約権 1,200円		

	下限行使価額
	第5回新株予約権 544円(当初行使価額の60%)
	第6回新株予約権 544 円 (当初行使価額の 45%)
	第5回新株予約権の行使価額は、割当日以降、第5回新株予約権の行使期間
	の満了日まで、各修正日(以下に定義します。以下同じ。)の前取引日(以下
	に定義します。以下同じ。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引
	所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がな
	い場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額(円位未満小数第3位
	まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、
	修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価
	額は下限行使価額とします。
	第6回新株予約権については、行使価額は当初は1,200円に固定されており
	ますが、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議に
	より行使価額の修正を決定することができ、それ以降、行使価額は修正され
	ることとなります。当該決定をした場合、当社は直ちにその旨を第6回新株
	予約権を有する者(以下「第6回新株予約権者」といいます。)に通知するも
	のとし、当該通知が行われた日の3取引日目以降第6回新株予約権の行使期
	間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所におけ
	る当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の
	終値)の91%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位
	の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使
	価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額としま
	す。
	「取引日」とは、東京証券取引所で売買立会が行われる日をいいます。但し、
	東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は
	取引制限があった場合(一時的な取引制限を含みます。)、当該日は「取引日」
	にあたらないものとします。
	「修正日」とは、各行使価額の修正につき、(第6回新株予約権については、
	当社が行使価額の修正を決議した後の)本新株予約権の各行使請求に係る
	通知を当社が受領した日をいいます。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、マッコーリー・バンク及びSBI 証券(以下「割当
(割当予定先)	予定先」と総称します。)に割り当てます。
	(内訳)
	第5回新株予約権
	マッコーリー・バンク:14,000 個
	SBI 証券: 14,000 個
	第6回新株予約権
	マッコーリー・バンク: 2,500 個 SPI まませい 2,500 個
(a) 十立いか マクトナ マクトナ (b) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	SBI 証券: 2,500 個
(8) 本新株予約権の行使期間	第5回新株予約権及び第6回新株予約権
(0) 9 - 11	平成30年9月18日から平成32年9月17日まで
(9) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、
	新株予約権買取契約(以下「新株予約権買取契約」といいます。)を締結する
	予定です。新株予約権買取契約においては、当社は、割当予定先に対し、第
	5回新株予約権及び第6回新株予約権のいずれか又は両方について行使す
	ることができない期間(不行使期間)を、各割当予定先に対して、合計8回
	まで定めることができる旨、一定の条件の下、株式購入保証期間の適用を指
	定することができる旨、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新
	株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が新株予約権買取契約の
	割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨等が規定される予定です。
	詳細については、下記「2.募集の目的及び理由(2)資金調達方法の概要」
	及び「2.募集の目的及び理由 (4)資金調達方法の特徴」をご参照ください。
(注) 本新株予約権の発行要項を末属	

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

(1)資金調達の目的及び理由

当社は創業以来、GREE や mobage といった SNS プラットフォームや、App Store や Google Play 等のアプリマーケットで提供されるソーシャルゲーム(注 1) の企画・開発・運営を主たる事業としております。

当社は SNS プラットフォームにおける自社オリジナルタイトルのリリースを皮切りに、アニメや漫画のキャラクター等、ユーザー認知度の高い IP(注2)を保有する他社との協業によるタイトルを SNS プラットフォームで運営することにより事業を拡大してまいりましたが、スマートデバイス(注3)の普及に伴い App Store や Google Play 等で提供されるネイティブアプリゲーム(注4)の需要が高まったことから、当社もその市場環境の変化に対応するため、ネイティブアプリゲームの開発及び運営を行ってまいりました。具体的な取組みとして、当社は、株式会社 KADOKAWA(以下「KADOKAWA」といいます。)、株式会社集英社キャラクタービジネス室及び株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメントの子会社である株式会社フォワードワークスなど、他社との協業によりネイティブアプリゲームの開発を進めてまいりました。平成29年6月より KADOKAWA との協業タイトルの運営を開始した結果、平成30年9月期第3四半期連結累計期間の売上高は3,129,800千円と前年同四半期比で37.0%増となりましたが、開発中のタイトル数が前年同四半期比で増加したことにより、新規タイトルの開発費が、タイトル運営から得られる収益等を大きく上回りました。この結果、平成30年9月期第3四半期における売上総損失は246,229千円(前年同四半期は319,644千円の売上総利益)、営業損失は1,074,709千円(前年同四半期は285,868千円の営業損失)、親会社株主に帰属する四半期純損失は1,105,448千円(前年同四半期は371,422千円の四半期純損失)と、前年同四半期比で損失が大きく拡大いたしました。

ゲーム事業におけるネイティブアプリゲームは、1つのタイトルから得られる収益が大きく増減する可能性 があるため、限られたタイトルに収益を依存するのではなく、複数のタイトルを継続的に運営することにより、 安定した収益の獲得及び収益の拡大を図ることが必要であると考えております。そのため、年間で複数のネイテ ィブアプリゲームを継続して開発し、運営していくことが必要であると考えております。また、他社との協業に 際しては、開発・運営費用の一部を当社が先行して負担することにより、ユーザー認知度の高い IP を利用した 案件の獲得可能性や、セールスランキングの上位にランクインが見込まれる案件の獲得可能性が高まると考え ており、また、タイトルの運営開始以降の協業先との収益分配における当社への分配の割合を高めることにも繋 がるものと考えております。かかる企図を実現するために、当社は平成29年3月13日を割当日とする新株予約 権の第三者割当による資金調達(以下「前回調達」といいます。)による調達資金を充当して現在複数のタイト ルの開発を行っており、これらの開発中のタイトルが今後運営を開始することにより、当社の収益安定化及び収 益拡大に寄与すると考えております。一方で、スマートデバイスの高機能化により、ユーザーがネイティブアプ リゲームに求める品質が高まっており、具体的には数年前のソーシャルゲームの開発と比較すると、端末機能の 高性能化によりグラフィックの高精細化や 3D 化、動画演出や声優を起用したフルボイスなど、ゲームコンテン ツのリッチ化が進んだ結果、開発費用の増加や開発期間の長期化が進むとともに、運営費用の増加により、開発 費用を回収し収益化するまでの期間が、過去のソーシャルゲームと比較すると長期化しております。また、ゲー ム事業の性質上、リリースしたタイトルから得られる収益が当初の見込みを大幅に下回る可能性も否定できず、 そのような場合には、開発費用を回収できない可能性もあります。当社の平成30年9月期第3四半期連結会計 期間末における現金及び預金の残高は 1,335 百万円となっておりますが、上記のとおり開発費の回収が長期に わたることや、開発費を回収できない可能性等も勘案しつつ、複数の新規ネイティブタイトルを継続的に開発し、 運営する体制を引き続き維持するためには、複数タイトルを同時に開発するために必要な手元資金を改めて確 保し、今後の新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用の支払に備える必要があると考えております。また、 日本国内のソーシャルゲーム市場は売上成長率が相対的に鈍化し成熟化を迎えつつありますが、中国、韓国を中 心とするアジア市場では引き続き成長が続いております(注5)。そのため、海外展開に関する協業案件の獲得 を進めることが当社の業容拡大に必要であり、そのための配信権や開発・運営費用の支払のための資金を確保す る必要があると考えております。そして、この体制の構築が、当社の収益基盤を安定化させ、収益を拡大するた めには必要であると考えております。

また、他社ウェブサービス等の開発や運営を、ベトナム子会社の開発人員を利用して受託するオフショア開発 事業(注6)は、日本国内における開発人員の不足や人件費の上昇等による開発費の増加が続いている状況(注 7) は継続しており、今後も引き続き需要は増加していくと考えております。当社の主たる事業であるゲーム事 業は、ユーザーのし好に短期間で左右されるため、安定的な収益を長期に確保することが難しいのに対し、オフ ショア開発事業は受託開発という契約の性質上、契約に基づき期間及び収益額が決まることから、ゲーム事業と 比較すると、長期的に安定的な収益を確保できると考えており、オフショア開発事業を拡大していくことは、当 社の事業全体での安定性を高める観点から当社の事業戦略上、重要であると考えております。かかる企図の下、 オフショア開発事業につきましては前回調達による調達資金を用いて体制整備を進めておりますが、収益の安 定化及び拡大のためには、ベトナムでのエンジニア等の採用だけではなく、日本国内での営業・サポート体制の 強化を引き続き図ることが必要であり、そのための投資資金を改めて確保する必要があると考えております。ま た、オフショアで開発を行うことの不安から、国内の開発人員を利用した開発ができないか、という顧客からの 要望が一定数あることを踏まえ、当社の開発人員又は国内の協業先を含めた開発人員を顧客へ紹介し、当該開発 人員の稼働工数に対して報酬を受け取るサービス (SES (SYSTEM ENGINEERING SERVICE:システムエンジニアリ ングサービス) 注8) の提供を新たに開始することにより、上記オフショア開発事業を補完し、当社グループの 開発事業全体での収益を拡大させることが可能であると考えております。そのためには、国内エンジニアの提供 が可能な協業先の確保や顧客の SES へのニーズを把握し、適切な国内開発人員を提案する SES 営業担当の確保 などの人材の採用を進めることによる体制整備が必要であり、そのための投資資金を新たに確保する必要があ ると考えております。

当社は長期的に安定的な収益を確保するために、オフショア開発事業の他、新規事業を進めておりますが、ソ ーシャルゲーム会社が運営するゲームタイトル収益の最大化を支援するゲーム支援事業として、主にソーシャ ルゲーム会社に対するサービス提供の一環で、ゲーム開発・運営人材のマッチングサービスを提供しております。 かかるサービスにおいては、オフショア開発事業と同様に、契約に基づき期間及び収益額が決まることから、ゲ 一ム事業と比較すると、長期的に安定的な収益の確保が期待できると考えております。当社の営業動向を踏まえ ると、今後も一定の成長が見込めることから、ゲーム支援事業の収益を拡大させることが、当社の事業基盤の安 定化及び成長には必要であると考えております。そのためには、営業・サポート人員の採用を含めた人材投資の ための資金を確保する必要があると考えております。また、平成30年2月より、従業員間のコミュニケーショ ンの活性化を目的とした福利厚生ツールとして、「社内利用に用途を限定した仮想通貨(注9)」の実証実験を 当社内において開始し、新規のサービス化に向けた準備を進めており、企業向けの社内仮想通貨サービス「コミ ュニティオ」として、平成30年10月よりサービス提供を開始する予定であります。サービス開始以降も様々な 機能追加を検討する予定ですが、事業の立ち上げから収益化に至るまでには、開発力強化のために開発人員の採 用を進めるだけではなく、顧客獲得のためのマーケティング担当者や営業担当者等の採用などの人的投資や資 金決済法に基づく各種法令対応も必要となると考えており、そのための資金を確保する必要があると考えてお ります。当社は、オフショア開発事業に続く新規事業を成長させ、収益化を図ることが、当社の事業基盤の安定 化及び成長のためには必要であり、そのための投資資金を確保することが重要であると考えております。

また、ソーシャルゲーム市場においては、スマートデバイスの性能向上により家庭用ゲーム機と比べても遜色のない品質が一般的となった結果、開発費の増加と開発期間の長期化が進んでいると考えております。その結果、開発費の負担が困難となったソーシャルゲーム事業会社から、事業の縮小又はソーシャルゲーム事業からの撤退に伴う人員及びゲームタイトル譲渡の検討依頼、事業会社自体の譲渡や資本を含めた業務提携の検討依頼が、当社に寄せられることが増えております。他方、当社は、新規ゲームタイトルの開発に際し、開発人員の不足を補うための外注費の増加が続いている状況を改善するために、外注していた開発業務を内製化することにより、増加する開発費を抑制し、減少させることが必要であると考えております。そのために、ゲーム事業においては上記のような企業との資本提携や事業譲受を含むM&A が有効な一手段であると考えております。また、前述のと

おり、当社は新規事業を成長させ収益化を図ることによって、収益源泉の多様化を進めておりますが、当該事業分野において高い技術力や営業力等のある会社との資本提携や事業譲受を含む M&A により、新規事業の展開を推し進めていくことも、当社の事業戦略として重要であると考えております。したがって、当社がゲーム事業、新規事業において他社との競争優位を確保しながら事業展開を進めていくためには、素早い意思決定と機動的な資金拠出により、資本提携や事業譲受を含む M&A を進めることが必要であり、そのための資金を確保することが重要と考えております。

加えて、当社は、平成30年4月19日付「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部買入消却について」にて開示したとおり、平成30年4月23日付で実施した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部買入消却の原資として、金融機関より平成31年4月末を返済期限とする200百万円の借入を行っておりますが、新たに確保した資金を用いて当該借入金を返済し、手元資金を維持しつつ負債を減少させることにより財務基盤を改善することも重要であると考えております。

以上を踏まえ、当社は、今回調達する資金を、①新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用、②開発事業におけるオフショア開発事業の拡大及び SES の提供の開始のための営業・サポート人員の確保のための投資資金、③新規事業への投資、④資本提携や事業譲受を含む将来の M&A のための待機資金、⑤第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部買入消却のために借り入れた金融機関からの借入金の返済原資、にそれぞれ充当する予定です。

当社は、有価証券報告書の事業等のリスクに記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が付されている状況を踏まえ、当該重要事象等を解消するための各種対応策を進めておりますが、今後の事業基盤の安定化及び拡大には、財務基盤の一層の強化を図る必要があると判断しております。当社は、本第三者割当によって更なる財務基盤の強化を図り、また、本第三者割当により調達した資金を活用して上記の事業拡大を図っていくことにより、当社の収益向上を図ることが可能となると考えており、本第三者割当は企業価値及び株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

- 注1 ソーシャルゲームとは、ゲームの利用者同士のつながりや交流関係を活かしたゲームの総称です。
 - 2 IPとは、知的財産権 (Intellectual Property) の略称です。
 - 3 スマートデバイスとはスマートフォンやタブレット端末など、情報処理端末(デバイス)のうち、単なる計算 処理や通話だけではなく、インターネットブラウザーやゲームなど、様々なアプリケーションを利用できる多 機能端末の総称です。
 - 4 ネイティブアプリゲームとは、Google Inc. が運営する「GooglePlay」やApple Inc. が運営する「App Store」 等のアプリマーケットよりプログラムをダウンロードして利用するゲームアプリケーションを指します。
 - 5 「ファミ通ゲーム白書 2018」(2018 年 6 月株式会社 G z ブレイン。)
 - 6 オフショア開発とは、ソフトウェア開発や運用保守管理等を海外の開発会社等に委託して行う開発を指します。
 - 7 IT 人材の最新動向と将来推計に関する調査結果(2016年6月経済産業省。)
 - 8 SES (SYSTEM ENGINEERING SERVICE:システムエンジニアリングサービス)とは、開発人員を顧客へ紹介し、当該開発人員の稼働工数に対して報酬を受け取るサービスであり、エンジニア等の開発者を雇用する時間に対して報酬を支払う形態で行われます。なお、当社は一般労働者派遣事業の認可を受けているため、当社のエンジニアを顧客へ紹介する場合には原則として派遣契約に基づき行うことを予定しております。
 - 9 資金決済に関する法律第2条第5項に定義される「仮想通貨」に利用される技術を用いて作られ、社内で利用 されることに限定したポイントなどの名称を指します。なお、社内仮想通貨サービス「コミュニティオ」にお いては、当面の間、取り扱われるポイントは資金決済に関する法律第2条第5項に定義される「仮想通貨」に は該当せず、また、そのサービスは仮想通貨交換業の登録を要しない範囲で実施される予定です。

(2)資金調達方法の概要

本件の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、本新株予約権に係る払込み及び割当予定先による本新株予約権の行使によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。

第5回新株予約権の行使価額は当初906円(本新株予約権の発行決議日(以下「本発行決議日」といいます。)の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額)としておりますが、平成30年9月18日以降、第5回新株予約権の発行要項(以下「第5回新株予約権発行要項」といいます。)第12項に定める行使期間の満了日(平成32年9月17日)まで、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、上記の計算により修正後の行使価額が下限行使価額(544円)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

第6回新株予約権の行使価額は当初固定(本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値906円の132.5%である1,200円)されていますが、当社は、平成30年9月18日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ(以下「行使価額修正選択権」といいます。)、それ以降、行使価額は第6回新株予約権の発行要項(以下「第6回新株予約権発行要項」といい、第5回新株予約権発行要項と併せて以下「新株予約権発行要項」と総称します。)第10項に基づき修正されます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を第6回新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の3取引日目以降、第6回新株予約権発行要項第12項に定める行使期間の満了日(平成32年9月17日)まで、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、上記の計算により修正後の行使価額が下限行使価額(544円)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

第5回新株予約権を修正条項付としたのは、行使価額を固定とした場合、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となる可能性があるためです。一方、第6回新株予約権については、第5回新株予約権と異なり、当初行使価額を本発行決議日の当社普通株式の株価よりも高い金額(本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値906円の132.5%である1,200円)に固定(したがって、後述する行使価額修正選択権を当社が行使するまでは、行使価額は自動的に修正されません。)することにより、既存株主の持分の希薄化により配慮しつつ、行使価額を下回って株価が推移する状態となった場合等においても、当社が行使価額修正選択権を行使することで、新株予約権の行使を促進し、緊急又は機動的な資金需要への柔軟な対応が可能な設計としております。このように、当初行使価額と行使価額の修正条件が異なる2つの新株予約権を発行する理由は、当社の資金需要や市場環境等を勘案し、より柔軟かつ機動的に資金調達を行うとともに、既存株主の持分の希薄化への影響に配慮しながら自己資本を増強することを可能とするためです。

なお、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される当社普通株式の数は 3,300,000 株 (当該株式に係る 議決権数は 33,000 個) であり、平成 30 年 7 月 31 日現在における当社の発行済株式総数 13,550,798 株 (当該株 式に係る議決権数は 135,480 個) を分母とする希薄化率は 24.35% (議決権数に係る希薄化率は 24.36%) とな ります。

(3)資金調達方法の選択理由

当社は、今回の資金調達に際して当社における資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができ、既存株主の利益に対する影響を一定程度抑えながら自己資本を増強できる仕組みを重視しました。このため、下記「(4)資金調達方法の特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]並びに[本新株予約権のその他特徴]や、下記「(4)資金調達方法の特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]について検討を行った結果、割当予定先から提案された第三者割当による本新株予約権による資金調達方法(以下「本スキーム」

といいます。) が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

(4)資金調達方法の特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。なお、当社としては、以下に記載するように、本スキームのデメリットは主に当社普通株式の株価が低迷した場合に予定した金額の資金調達が実現できず、また、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」といいます。)が当社普通株式を市場で売却することが株価の下落要因になることであると考えております。しかし、本スキームは、以下に記載するメリットにより財務基盤の安定に資するものと見込んでおります。

[メリット]

① 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、3,300,000 株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、将来の株価動向や当社の決定によって行使価額が修正された場合であっても、当初の見込みを超える議決権の希薄化が生じるおそれはありません(但し、新株予約権発行要項第6項に記載のとおり、割当株式数が調整されることがあります。)。

② 取得条項による取得及び消却

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合等には、当社取締役会の決議に基づき、本 新株予約権の払込期日の翌日以降、いつでも残存する本新株予約権を新株予約権発行要項第14項第(1)号記載 の取得条項に基づき取得することにより、希薄化の規模を抑制することが可能となっております。但し、当社 取締役会が本新株予約権の取得を決議した場合であっても、取得日の前日までは割当予定先は本新株予約権を 行使することができます。なお、取得価額は本新株予約権の発行価額と同額であり、追加的な費用負担は発生 いたしません。

③ 当社による不行使期間の指定

新株予約権買取契約において、当社は、株式購入保証期間(下記「⑤ 株式購入保証」に定義します。)中を除く本新株予約権の行使期間中、本新株予約権者が第5回新株予約権及び第6回新株予約権のいずれか又は両方について行使することができない期間(以下「不行使期間」(注)といいます。)を、各本新株予約権者に対して、合計8回(第5回新株予約権又は第6回新株予約権を対象とする不行使期間の設定をそれぞれ1回として数えるものとします。なお、当社は、第5回新株予約権及び第6回新株予約権について、同時に不行使期間の設定をすることができ、かかる場合には、2回と数えます。また、他方の本新株予約権者に対する不行使期間の設定の回数とは合算されず、また、各本新株予約権者に対して同時に不行使期間の設定をすることができます。)まで定めることができる旨が定められる予定です。これによって当社は、割当予定先による権利行使時期に一定の制限を課し、一定程度、権利行使のタイミングを選択することが可能になります。

(注) 不行使期間

1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。

④ 譲渡制限

本新株予約権は、新株予約権発行要項及び新株予約権買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑤ 株式購入保証

新株予約権買取契約において、行使期間中、当社は、当社が割当予定先に対して一定の様式の書面による事前の通知により株式購入保証期間を指定すること、ある株式購入保証期間の終了日と他の株式購入保証期間の開始日の間は少なくとも5取引日以上の間隔を空けること、並びに、マッコーリー・バンク及びSBI 証券それぞれに対する株式購入保証期間が同時期に重複しないことを条件として、第5回新株予約権又は第6回新株予

約権のいずれかについて、株式購入保証期間の適用を、1回又は複数回、指定することができる(当社は、新株予約権買取契約に定められる条件に従い、第5回新株予約権又は第6回新株予約権のいずれに対して株式購入保証期間を適用するかを都度指定することができ、当社が指定した本新株予約権を、以下「株式購入保証対象本新株予約権」といいます。)旨が定められる予定であり、かかる範囲で本新株予約権による資金調達の確実性が確保されます。株式購入保証期間において、割当予定先は、1回の株式購入保証期間で、当社にそれぞれ5億円(以下「行使保証金額」といいます。)を提供するため、株式購入保証対象本新株予約権を、その裁量で1回又は複数回に分けて行使するものとする旨が定められる予定です。これにより、当社の判断により機動的な資金調達を行うことが可能となります。

但し、(i)割当予定先がその保有する全ての株式購入保証対象本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額が、行使保証金額に不足したとしても、割当予定先は、かかる不足額を当社に提供するいかなる義務も負わないものとされ、また、(ii)ある株式購入保証期間中に、株式購入保証対象本新株予約権に関し、行使期間の末日、新株予約権発行要項第14項記載の取得事由に定める取得日又は新株予約権買取契約に基づく買取請求(下記「「デメリット]⑤買取請求により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性」に定義します。)による買取日のいずれかの日(以下「早期終了日」といいます。)が到来する場合(いずれの場合も、当社が株式購入保証対象本新株予約権の全部を取得又は買取る場合に限ります。)、割当予定先は早期終了日時点において、行使保証金額に不足する金額が生じたとしても、かかる不足額を当社に提供するいかなる義務も負わないものとされる予定です。

「株式購入保証期間」とは、当社が株式購入保証期間の適用を指定した日の翌適格取引日から起算して 20 適格取引日までの期間(但し、該当する行使保証金額が当該期間満了前に当社に提供された場合、その時点で当該株式購入保証期間は終了します。)をいい、「適格取引日」とは、当該取引日において以下の全ての事由が存在しない取引日をいいます(但し、g 又は/及び h の事由が存在する取引日であっても、割当予定先は、その裁量によりかかる取引日(但し、当該 g 又は/及び h の事由以外に、a 乃至 f の事由が存在しない場合に限ります。)を適格取引日とみなすことができます。)。

- a. 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、当該取引日のいずれかの時点で、株式購入保証対象本新株予約権が第5回新株予約権の場合はその下限行使価額以下、株式購入保証対象本新株予約権が第6回新株予約権の場合はその当初行使価額(但し、当社取締役会の決議により、第6回新株予約権の行使価額が修正された場合は、その下限行使価額)に1.1を乗じた額以下となった場合
- b. 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、当該取引日のいずれかの時点で、東京証券取引 所が公表する、直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から 10%以上下落 した場合
- c. 当社普通株式の当該取引日の東京証券取引所における普通取引の売買代金が、1億6,700万円未満である場合
- d. 当該取引日が上記「③当社による不行使期間の指定」に記載した不行使期間(株式購入保証対象本新株予約権に係る不行使期間に限ります。)に該当する場合
- e. 株式購入保証期間内における取引日より前に割当予定先が行使請求をしたものの、当該行使により取得する こととなる当社普通株式が当該行使の効力発生日から3取引日を超えて割当予定先に交付されていない、本 新株予約権が存在する場合
- f. 割当予定先による行使が、制限超過行使(本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社普通株式数が払込期日時点における上場株式数(東京証券取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいいます。払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。)の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使をいいます。)に該当し、又は割当予定先による行使により、割当予定先が、当社の発行済普通株式総数の5%を超えて保有することとなる場合

- g. 新株予約権買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに表明保証時点において誤りがある場合又は不正確であったことが表明保証時点後に明らかになった場合
- h. 当社が新株予約権買取契約に定める誓約事項のいずれかに違反している場合
- i. 市場混乱事由若しくは混乱事由が発生し、継続している場合

「市場混乱事由」とは、(aa) 当社普通株式(以下「本株式」といいます。)又は本株式に関する先物取引若しくはオプション取引について東京証券取引所又はその他により取引停止又は取引制限が課されたこと、(bb) 東京証券取引所における本株式、又は先物取引若しくはオプション取引市場における先物取引若しくはオプション取引について一般的な市場参加者がその取引に参加し、又は市場価格を取得することが(割当予定先の決定により)不可能又は阻害される事由が発生したこと、又は(cc)東京証券取引所が予定されている取引終了以前に終了したことのいずれかの事由を意味します。

「混乱事由」とは、地方、国内、地域又は国際金融市場(金融商品取引所、外国為替市場、銀行間取引市場、 又は利子若しくは金利市場を含む。)、政治、産業、経済、法律、規制又は金融情勢、税務又は為替管理の 変動、又は予測される変動若しくは危機に関する事態の進行、それらの変動、事態の進行、危機若しくはそ れらの悪化の組合せ、又はその他の事情若しくは事由で、割当予定先の決定により、割当予定先による本株 式の取得、又は決済若しくは取引を行う能力、又は新株予約権買取契約で企図される取引に関連するリスク、 その他の金融若しくは事業リスクをヘッジすることを制限され、又はそのようなヘッジに要する費用が顕著 に増加することを意味します。

⑥ 行使価額修正選択権(第6回新株予約権)

第6回新株予約権については、当社が行使価額の修正を決定(行使価額修正選択権)しない限り、行使価額が本発行決議日の当社普通株式の株価よりも高い金額(本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値906円の132.5%である1,200円)に固定されており(したがって、行使価額は自動的に修正されません。)、一定の範囲で株価への影響の軽減を図っております。行使価額を固定した場合、当社の株価が当該行使価額を下回って推移する場合には、新株予約権は行使されないことが想定されますが、このような状況下でも、当社が行使価額修正選択権を行使することで、以後は第6回新株予約権の行使価額が時価の91%に修正されることにより、第6回新株予約権の行使を促進し、緊急又は機動的な資金需要への柔軟な対応が可能な設計としております。

「デメリット】

① 当初資金調達額が限定的

新株予約権を用いた資金調達の特徴として、本新株予約権の発行時点では本新株予約権の発行価額の総額の 資金調達がなされ、その後、新株予約権者による権利行使があって初めて、本新株予約権の目的となる割当株 式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定さ れます。

② 株価低迷時等に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に当初行使価額を下回った場合や当社が行使価額修正選択権を行使した場合には、行使価額が修正(上記「1.募集の概要」及び「(2)資金調達方法の概要」をご参照ください。) されるため、本新株予約権による最終的な資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

- ③ 割当予定先が本新株予約権の行使により取得した当社株式を市場売却した場合、当社株価が下落する可能性割当予定先が本新株予約権の行使により取得した当社株式に係る保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が当該当社株式を市場で売却した場合には、当社株価が下落し、既存株主が不利益を被る可能性があります。
- ④ 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性 割当予定先に本新株予約権の行使義務が生じる場面は限られていますので、割当予定先が本新株予約権の行

使を行わない場合、資金調達額は、当社が当初想定した額を下回る可能性があります。第6回新株予約権については、当社が行使価額修正選択権を行使しない限り、当初行使価額は、本発行決議日の当社普通株式の株価よりも高い金額(本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値906円の132.5%である1,200円)に固定されているため、当社の株価が当該当初行使価額以上とならない限り、割当予定先は第6回新株予約権を行使することはできません。また、本新株予約権には下限行使価額が定められているため、当社の普通株式の株価が下限行使価額を下回って推移する場合には、割当予定先が本新株予約権の行使を行うことは期待できません。

⑤ 買取請求により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

新株予約権買取契約には、①いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引 の終値が 10 取引日連続して平成 30 年8月 29 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50%(453円)(但し、新株予約権発行要項第11項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調 整に応じて適宜に調整されるものとします。)を下回った場合、②いずれかの20連続取引日間の当社普通株式 の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成30年8月30日(なお、同日 は含みません。) に先立つ 20 連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平 均売買出来高(但し、新株予約権発行要項第6項第2号乃至第4号により割当株式数が調整される場合には、 当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)の50%を下回った場合、③割当予定先が本 新株予約権の行使期間満了の 1 ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、④東京証券 取引所における当社普通株式の取引が5連続取引日以上の期間にわたって停止されている場合には、割当予定 先は、それ以後いつでも (株式購入保証期間中であるか否かを問いません。) 、その選択により、当社に対し て書面で通知することにより、割当予定先が保有する本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求する ことができる旨が定められる予定です。当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算し て15取引日目の日(但し、当該買取請求に係る本新株予約権の行使期間の末日が先に到来する場合は、当該本 新株予約権の行使期間の末日とします。以下「買取日」といいます。)において、本新株予約権1個当たり、 当該本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る本新株予約権の全部を買取り ます。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該行使期間中に買取日が到来する場合における 当該各本新株予約権については、当社が割当予定先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除さ れることはありません。

本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合、東京証券取引所における当社普通株式の 平均売買出来高が大幅に減少した場合、本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で割当予定先が未行使 の本新株予約権を保有している場合等において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った 場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る 可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権 による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

⑥ 第三者割当により投資家が限定的

第三者割当は、当社が割当予定先のみから資金を調達する方法であり、当社の既存株主を含む不特定多数の 投資家から資本調達を募るものではありません。このように既存株主が本件の資金調達に参加することができ ないため、既存株主は、本新株予約権の行使により当社普通株式が交付されることによる希薄化の影響を受け ることとなります。

[本新株予約権のその他特徴]

新株予約権買取契約には、以下の内容が含まれる予定です。

① エクイティ性証券の発行の制限

割当予定先が保有する本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限

り(かかる同意は不合理に留保されてはならないものとします。)、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならない旨が定められる予定です。但し、(i)当社の役員及び従業員並びに当社の子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合(当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。)又は譲渡制限付株式を発行する場合、(ii)当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限ります。)、及び(iii)会社法第 183 条の規定に基づく株式分割又は会社法第 185 条の規定に基づく株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合を除きます。

② 解約条項

割当予定先は、(i)新株予約権買取契約が履行不能又は履行困難となるような、不可抗力とみなされる事態が 生じ又は生じる具体的なおそれがある場合、(ii)国家の又は国際的な金融・財政状態、政治情勢若しくは経済 情勢又は為替レート若しくは為替管理に関して、割当予定先の合理的な意見として、新株予約権買取契約締結 日以降、本新株予約権の買取又は本新株予約権の行使、これによって取得する当社普通株式の売却に重大な悪 影響が生じ又は生じる具体的なおそれがある場合、(iii)割当予定先による本新株予約権の保有、行使又は、こ れによって取得する本株式の売却が法令若しくは規則に反することとなった場合又はその具体的なおそれが ある場合、(iv)新株予約権買取契約に定められた前提条件のいずれかにつき、払込期日までに割当予定先が合 理的に満足する内容で充足せず、かつ、割当予定先により放棄もされていない場合、(v)新株予約権買取契約 に定められた当社の表明保証に表明保証時点において誤りがある場合若しくは不正確であったことが表明保 証時点後に明らかになった場合、当社の表明保証事項の真実性若しくは正確性について重大な疑義が生じた場 合、又は誓約・合意に違反した場合、(vi)新株予約権発行要項第 14 項第2項に定める事由が発生した場合、 (vii) 当社について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他こ れに類似する法的整理手続開始の申立てがあったとき、又は当該手続の開始原因若しくは申立原因(支払不能、 支払停止又は債務超過を含む。)となる事実が発生した場合、(viii)当社及びその子会社並びにそれらの取締 役その他の経営陣のいずれが、犯罪組織その他の反社会的勢力である、又は、反社会的勢力と関係を持ってい ると認められた場合、又は(ix)当社及びその子会社並びにそれらの取締役その他の経営陣及び従業員のいず れかが、自ら又は第三者を介して、反社会的行為を行い、又は行ったと認められた場合には、当社への通知に より、いつでも新株予約権買取契約を解約することができ、また、割当予定先は、当社に通知することにより 本新株予約権の一部又は全部の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予 約権1個当たり、当該本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭をそれぞれ支払うことにより、15取引日以内 (但し、本新株予約権の行使期間の末日がその期間内に先に到来する場合は、本新株予約権の行使期間の末日 までとします。) に本新株予約権を買取るとともに、当社は自らの責めに起因して割当予定先が被った損害を 賠償するものとする旨が定められる予定です。

[他の資金調達方法との比較]

当社は、この度の資金調達に際して、金融機関からの借入れ、公募増資による新株発行、ライツ・オファリング、第三者割当による新株発行、株主割当による新株発行、行使価額が固定されたままの新株予約権発行等の資金調達方法を検討いたしました。金融機関からの借入れについては、調達資金額が全額負債となるため、財務健全性が低下するとともに、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、同時に1株当たり利益の即時希薄化を伴うため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えており、資金調達方法の候補からは除外しております。また、新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オファリングについては、既存株主における希薄化の影響を限定できるメリットはあるものの、無償割当てする新株予約権の行使価額等によっては新株流通による需給悪化懸念などから株価が大きく乱高下す

るおそれがあるため、既存株主へ与える影響が大きくなること、コミットメント型ライツ・オファリングにおい ては、引受手数料等のコストが増大することが予想されること、ノンコミットメント型ライツ・オファリングに おいては、東京証券取引所有価証券上場規程等の変更による新株予約権の上場基準見直しにより、最近2年間に おいて経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・オファリングは実施で きないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オファリング を実施できない状況であるため、かかる手法は資金調達方法の候補から除外しております。一般に公募又は第三 者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起 こすため、株価に対する直接的な影響が大きいことがあげられます。第三者割当による新株発行につきましては、 株式市場における当社の株価と当社の収益力及び財務内容を踏まえ、引受の了承を得られる相手先を現時点で 見出すことは困難であると判断しました。また、株主割当方式での新株式の発行では、希薄化懸念は払拭されま すが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかが不透 明であり(これに対し、本第三者割当においては、新株予約権に行使価額修正条項又は行使価額修正選択権を付 すことにより、当社普通株式の株価が下落した場合にも、株価水準に応じた段階的な資金調達が可能であり、ま た、株式購入保証期間を指定することによって割当予定先について本新株予約権の行使義務を一定程度課すこ とが可能です)、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。さらに、行使価額修正条項又は行使価額 修正選択権の付されていない行使価額が固定されたままの新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当 社が享受できる余地がなく、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。したがって、当社 といたしましては株価水準に応じた段階的な資金調達が可能であるため、上記特徴を有する本新株予約権の発 行という方法を資金調達方法として選択し、また、当社の資金需要や市場環境等を勘案し、より柔軟かつ機動的 に資金調達を行うとともに、既存株主の持分の希薄化への影響に配慮しながら自己資本を増強することを可能 とするために、当初行使価額と行使価額の修正条件が異なる2つの新株予約権を発行することにいたしました。 なお、行使価額修正条項及び行使価額修正選択権行使後の行使価額のディスカウント率は、本新株予約権の行使 の促進による資金調達が当社の業績及び財務にとって重要となることから、近時の同種事例等も参考に、割当予 定先との協議を踏まえ9%といたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

1	払込金額の総額	3, 155, 076, 000 円
2	発行諸費用の概算額	34, 294, 400 円
3	差引手取概算額	3, 120, 781, 600 円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、第5回新株予約権及び第6回新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額 18,276,000 円に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(本新株予約権が全て当初 の行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額であ る3,136,800,000円)を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき 金額の合計額
第5回新株予約権	15, 596, 000円	2, 536, 800, 000円
第6回新株予約権	2,680,000円	600, 000, 000円
合計	18, 276, 000円	3, 136, 800, 000円

- 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3. 発行諸費用の概算額には、弁護士費用(6百万円)、本新株予約権の算定評価報酬費用(1百万円)、 有価証券届出書作成費用(1百万円)及び変更登記費用等(26百万円)が含まれております。
- 4. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可

能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を 取得し若しくは買取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用		
a. 新規ネイティブアプリゲームの開発費	660	平成 30 年 10 月
	660	~平成31年9月
	100	平成 31 年 10 月
	460	~平成32年6月
b. 新規ネイティブアプリゲームの運営費		平成 30 年 10 月
	474	~平成 31 年 9 月
		平成 31 年 10 月
	478	~平成 32 年 6 月
② 開発事業におけるオフショア開発事業の拡大及びSES の		
提供の開始のための営業・サポート人員の確保のための		
投資資金		7 0
a. ベトナムでのエンジニアを中心とした人材の採用費	108	平成31年1月~
及び人件費、開発・運営のためのサーバー使用費並び		平成32年9月
に開発人員が不足した際に他社へ発注する際の外注		
費		
1 000 光光 11.13 1 14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.1	00	平成30年10月~
b. SES 営業・サポート体制構築のための人件費等	83	平成32年9月
③ 新規事業への投資		T+ 00 K 10 I
a. ゲーム支援事業における、営業・サポート人員の採用	80	平成 30 年 10 月~
を含めた投資		平成 32 年 9 月
b. 企業向けの社内仮想通貨サービス「コミュニティオ」	255	平成 30 年 10 月~
への投資	275	平成32年9月
() 次十日時の古場では A A は + a u a a b u a c	222	平成 30 年 10 月~
④ 資本提携や事業譲受を含む将来のM&Aのための待機資金	300	平成32年9月
⑤ 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部買入		
消却のために借り入れた金融機関からの借入金の返済原	202	平成31年4月
資		
승카	3, 120	

- (注) 1. 当社は上記「2. 募集の目的及び理由 (1)資金調達の目的及び理由」に記載されているとおり、上記① 乃至⑤の使途に充当いたします。上記①乃至⑤の具体的な内容は、以下のとおりです。
 - ① 新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用

上記「2. 募集の目的及び理由(1)資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、他社との協業によりネイティブアプリゲームの開発を行っておりますが、開発費用の増加や開発期間の長期化による開発費用の回収及び収益化までの期間が長期化する状況下において、複数の新規ネイティブタイトルを継続的に開発し、運営できる体制を引き続き維持することが必要であると考えており、開発中であることを既に開示しているタイトル(「ラピスリライツ」。他はタイトル名非開示。)を除き、現時点で他社との協業の打診を行っている、又は具体的な交渉を行っているタイトルはなく、具体的な案件は

未定でありますが、今後年間で2~3本の協業タイトルの開発に着手することを想定しております。また、成長が続くと考えているアジア市場向けの協業タイトルを獲得することも、当社の業容拡大に必要であると考えております。上記施策を実現するために、ネイティブアプリのゲームの開発を行うエンジニア等の人件費、グラフィック制作費等の外注費や、海外配信に係る配信権の取得費用、翻訳費及び海外向けにゲーム内容を最適化するための外注費等、新規ネイティブアプリゲームの開発費として平成30年10月から平成31年9月までに660百万円、平成31年10月から平成32年6月までに460百万円の合計1,120百万円を充当する予定です。また、サービス開始から開発費の回収・収益化までに要する期間の長期化を受けて、今後のネイティブアプリゲームの運営費用の支払のための資金を確保する必要も生じております。具体的には、今後のサービス運営のための人件費、サーバー使用費、広告宣伝費等の運営費として平成30年10月から平成31年9月までに474百万円、平成31年10月から平成32年6月までに478百万円の合計952百万円を充当する予定です。以上のとおり、これらを合わせて合計2,072百万円を新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用として充当する予定です。

② 開発事業におけるオフショア開発事業の拡大及び SES の提供の開始のための営業・サポート人員の確保のための投資資金

上記「2. 募集の目的及び理由 (1)資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社の事業戦略上、長期間に渡って安定的な収益を獲得できるオフショア開発を今後もさらに拡大していくことが重要であると考えております。かかる企図の下、オフショア開発事業につきましては前回調達による調達資金を用いて体制整備を進めておりますが、日本国内における営業体制及びサポート体制を充実させるとともに、ベトナムでのエンジニアの採用及びエンジニアに対する教育投資を継続して進めるためには、資金を改めて確保することが必要であると考えております。このため、ベトナムでのエンジニアを中心とした人材の採用費及び人件費、開発・運営のためのサーバー使用費並びに開発人員が不足した際に他社へ発注する際の外注費として108百万円を充当する予定です。また、オフショアで開発を行うことの不安から、国内の開発人員を利用した開発ができないか、という顧客からの希望が一定数あることを踏まえ、SESを新たに開始することにより、従前のオフショア開発事業を補完し、当社グループの開発事業全体での収益を拡大させるための投資が必要と考えております。具体的には、国内開発リソースを提供可能な国内の協業先の確保や、国内開発リソース、又は、国内開発リソースと海外開発リソースを組み合わせた開発の提案を顧客に行う SES 営業・サポート体制構築のための人件費等として83百万円を充当する予定です。以上のとおり、合計191百万円を開発事業におけるオフショア開発の拡大及びSESの提供の開始のための営業・サポート人員の確保のための投資資金に充当する予定です。

③ 新規事業への投資資金

上記「2.募集の目的及び理由(1)資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、新規事業の一つである ゲーム支援事業の成長のためには、営業・サポート人員の採用を含めた人材投資が必要であると考えて おり、人的投資として80百万円を充当する予定です。また、平成30年10月よりサービス提供開始を 予定している企業向けの社内仮想通貨サービス「コミュニティオ」について、事業の立ち上げから収益 化に至るまでには、開発への投資、顧客獲得のための広告宣伝費やマーケティング担当者や営業担当者 等の採用に加え、将来的には発行保証金の供託を含む、資金決済法に基づく各種法令対応を進めること も必要であると考えており、合計275百万円を充当する予定です。以上のとおり、合計355百万円を新 規事業への投資資金として充当する予定です。

④ 資本提携や事業譲受を含む将来の M&A のための待機資金

上記「2. 募集の目的及び理由(1)資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社に対して、ソーシャルゲーム事業を縮小する、又は撤退を検討している会社から、人員やゲームタイトルの譲渡、又は事業会社自体の譲渡や、資本を含めた業務提携の打診が増加しております。他方、当社は、ゲーム事業において、開発人員の不足により外注費が増加していることを踏まえ、外注していた開発業務を内製化す

ることにより開発費を削減することが重要であると考えております。また、新規ゲームタイトルの開発 や他社タイトルの運営受託を進める際に、一定数の開発及び運営人員を確保することが収益の拡大に とって必要であると考えております。このために、ゲーム事業においては上記のような企業との資本提 携や事業譲受を含む M&A が有効な手段であると考えております。また、当社は、上記③に記載のとお り、新規事業を成長させ収益化を図ることによって、収益源泉の多様化を進めておりますが、すでに知 見のある企業や高い技術力、営業力のある企業との間で資本提携や事業譲受を含む M&A を行うことに より、当該企業と協業して新規事業を推し進めていくことも、当社の成長戦略として重要であると考え ております。したがって、当社がゲーム事業、新規事業等において他社との競争優位を確保しながら事 業展開を進めていくためには、素早い意思決定と機動的な資金拠出により、資本提携や事業譲受を含む M&A を進めることが必要であり、そのための資金を確保することが重要と考えており、本調達資金のう ち 300 百万円を資本提携や事業譲受けを含む将来の M&A 実施のための待機資金として充当する予定で す。なお、現時点において、具体的に計画されている M&A の案件はありませんが、過去において具体的 に提案を受け検討した案件等を勘案し、総額で300百万円を見込んでおります。上記以外には案件数及 び案件規模も未定でありますが、今後案件が具体的に決定した場合には速やかに開示いたします。また、 平成31年9月までの期間において、企業価値の向上につながるM&Aの適切な対象がない等によりM&A への投資が実現しない場合には、企業価値の向上につながる資金利用のために、資金使途の変更の検討 を行う予定です。また、資金使途の変更を行わず、支出予定時期までに M&A への投資が実現しなかった 場合には、上記①乃至③のうち、継続的な成長を図るために最適な投資費用に充当する予定です。かか る場合には、速やかに開示いたします。

- ⑤ 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部買入消却のために借り入れた金融機関からの借入金の返済原資
 - 上記「2. 募集の目的及び理由 (1)資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社は平成30年4月23日付で実施した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部買入消却を実施しており、その原資として、金融機関より平成31年4月末を返済期日とする200百万円の借入を行っておりますが、有利子負債を減少させるため、202百万円を当該借入金及び利息の返済に充当する予定です。
- 2. 上記の資金使途及び金額については、当社の事業開発を具現化する各種施策を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社がかかる施策を変更した場合あるいは市場を取り巻く環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、かかる施策が順調に進捗した場合を前提としており、今後のかかる施策の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、具体的な資金使途、金額又は支出時期が変更となった場合は、適時適切に開示いたします。
- 3. 上記の金額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又 は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が本 新株予約権を取得し又は買取った場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は減少 する可能性があります。資金を使用する優先順位は、現時点では定めておらず、支出時期が早い事項から順次充当する予定です。本新株予約権により当社が調達できる額が当初見込額より減少した場合は、 実際に調達できた額その他の状況を勘案しながら、原則として①新規ネイティブアプリゲームのライセ ンス使用許諾料及び開発・運営費用への充当並びに⑤第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部 買入消却のために借り入れた金融機関からの借入金の返済原資への充当を優先し、他の資金使途につい ては縮小して充当する予定であります。また、当社普通株式の市場価格が当初行使価額を上回る水準で 推移したことにより、新株予約権の行使による調達額が当初見込額を上回った場合の調達資金の充当先 については、現時点では追加的に①新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用に充当することを予

- 定しておりますが、調達時点における当社の事業状況に応じて適宜判断いたします。
- 4. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画でありますが、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
- 5. 当社は、平成29年3月13日付で、マッコーリー・バンクを割当先とする行使価額修正条項付第4回新株予約権の発行を行い、当該第4回新株予約権は平成29年6月9日までに行使が完了し、当社は2,183百万円(当初調達見込額は1,991百万円)を調達しております。なお、当社は平成30年8月30日付「第4回行使価額修正条項付新株予約権に係る資金使途及び支出時期の一部変更に関するお知らせ」にて開示したとおり、第4回新株予約権の発行及びその行使により調達した資金の使途及び支出予定時期につきまして、変更を行っております。変更後の調達した資金の資金使途ごとの充当状況につきましては以下のとおりとなります。

具体的な使途	金額(百万円)	充当状況
① 他社タイトルの運営移管受託に係る運営費	711	現在までに 414 百万円を充当しております。 (注) 2
② 他社タイトルの買取り費用	150	現在までに 35 百万円を充当しております。 (注) 2
③ 新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用	1,050	現在までに 690 百万円を充当しております。 (注) 3
④ 開発事業におけるオフショア開発事業の拡大及び SES の提供の開始のための営業・サポート人員の確保のための投資資金 a. ベトナムでのエンジニアを中心とした人材の採用費及び人件費、開発・運営のためのサーバー使用費並びに開発人員が不足した際に他社へ発注する際の外注費	272	現在までに 191 百万円を充当しております。 (注) 4

- (注) 1. 詳細は、平成30年8月30日付「第4回行使価額修正条項付新株予約権に係る資金使途及び支出時期の一部変更に関するお知らせ」及び下記「10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況②第三者割当による第4回新株予約権の発行」に記載のとおりです。
 - 2. 本第三者割当による調達資金について、①他社タイトルの運営移管受託に係る運営費、②他社タイトルの買取り費用に充当することは予定しておりません。
 - 3. これに加えて、本第三者割当による調達資金より、③新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用に、2,072 百万円を充当する予定であり、第4回新株予約権の第三者割当による調達資金からの充当額とあわせた合計額は3,122 百万円になります。なお、③新規ネイティブアプリゲームの開発・運営費用は、平成29年2月23日付「第三者割当による行使価額修正条項付第4回新株予約権の発行に関するお知らせ」の「3. (2)調達する資金の具体的な使途」において記載の③協業案件獲得のためのライセンス使用許諾料及び開発・運営費用と、実質的に同様又はこれを包摂する資金使途となっております。
 - 4. これに加えて、本第三者割当による調達資金より、④開発事業におけるオフショア開発事業の拡大及び SES の提供の開始のための営業・サポート人員確保のための投資資金 a. ベトナムでのエンジニアを中心とした人材の採用費及び人件費、開発・運営のためのサーバー使用費並びに開発人員が不足した際に他社へ発注する際の外注費に、108 百万円を充当する予定であり、第4回新株予約権の第三者割当による調達資金からの充当額とあわせた合計額は 380 百万円になります。なお、④開発事業におけるオフショア開発事業の拡大及び SES の提供の開始のための営業・サポー

ト人員確保のための投資資金 a. ベトナムでのエンジニアを中心とした人材の採用費及び人件費、開発・運営のためのサーバー使用費並びに開発人員が不足した際に他社へ発注する際の外注費は、平成 29 年 2 月 23 日付「第三者割当による行使価額修正条項付第 4 回新株予約権の発行に関するお知らせ」の「3. (2)調達する資金の具体的な使途」において記載の④オフショア開発事業と、実質的に同様又はこれを包摂する資金使途となっております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の主たる事業であるゲーム事業における開発・運営体制を維持し、新規事業を含めた非ゲーム事業での安定的な収益獲得を図ることが可能となるとともに、M&A を進め、有利子負債の削減を図ることが、当社の今後の収益の向上に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1)発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、新株予約権発行要項及び新株予約権買取契約の諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定 機関 (株式会社赤坂国際会計、代表者: 黒崎知岳、住所: 東京都港区元赤坂1丁目1番8号) に依頼しました。 当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二 項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、新株予約権発行要項及び新株予約 権買取契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデル であるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとしました。また、当該算定機関は、 評価基準日(平成 30 年 8 月 29 日)における当社株式の株価(906 円)、ボラティリティ(86.5%)、予想配 当額(0円/株)、無リスク利子率(-0.1%)等を考慮し、また、本新株予約権及び新株予約権買取契約の内 容等を踏まえ、①原則として取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないものとし、不行使期間 の指定は行われない(なお、行使期間満了時点で未行使の新株予約権が残存する場合には、割当予定先による 買取りの請求が実施され、第5回新株予約権の全部の行使完了後に、当社が第6回新株予約権についての行使 価額修正選択権を行使するものとする。)、②割当予定先は権利行使可能な株価水準においては、当社株式の 出来高の一定割合の株数の範囲内でただちに権利行使を行い、株式を売却するものとすること、③割当予定先 は権利行使可能な株価水準においては、株式購入保証期間設定の有無に関わらず自主的に権利行使を進めるも のと想定されるため、株式購入保証期間設定の有無・設定の時期は本評価には影響を与えないものと考えられ ることを仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議の上で、本新株予約権の1個の払込金額を、第5回新株予約権は当該評価額と同額である金557円、第6回新株予約権は当該評価額と同額である金557円、第6回新株予約権は当該評価額と同額である金536円としました。なお、本新株予約権の行使価額は、第5回新株予約権は、当初、平成30年8月29日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する額である906円とし、第6回新株予約権は、当初、平成30年8月29日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の132.5%に相当する額である1,200円とするとともに、本新株予約権の行使価額の修正条項又は行使価額修正選択権の行使による行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、9%としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額であるため、本新株予約権

の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。なお、監査役3 名全員(全員が会社法上の社外監査役)から、監査役岡部友紀及び監査役隈元慶幸については取締役会において、監査役小林壮太については監査役岡部友紀を通じて、新株予約権発行要項の内容及び上記の株式会社赤坂国際会計の算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見表明を受けております。

- ・ 本第三者割当の決議を行った取締役会において、株式会社赤坂国際会計による本新株予約権の公正価値の 算定結果を参考にしつつ、本第三者割当担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。
- ・ 株式会社赤坂国際会計は当社及び割当予定先と人的及び資本上の関係はなく、当社の経営陣からも独立していると認められること。
- ・ 株式会社赤坂国際会計は企業価値評価実務、発行実務並びにこれらに関連する財務問題に関する知識・経験 を有していると認められること。
- ・ 株式会社赤坂国際会計は、一定の条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しており、株式会社赤坂国際会計による価値算定 に依拠することに問題がないと考えられること。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数は3,300,000 株(当該株式に係る議決権数は33,000 個)であり、平成30年7月31日現在における当社の発行済株式総数13,550,798株(当該株式に係る議決権数は135,480 個)を分母とする希薄化率は24.35%(議決権数に係る希薄化率は24.36%)となります。また、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数3,300,000株に対し、当社過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は623,799株、過去3か月間における1日当たりの平均出来高は839,309株及び過去1か月間における1日当たりの平均出来高は1,485,622株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である2年間(年間取引日数:245日/年営業日で計算)で行使して希薄化規模が最大化になった場合、1日当たりの売却数量は6,735株となり、上記過去6か月間における1日当たりの平均出来高の1.1%に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

また、本第三者割当において、割当予定先であるマッコーリー・バンク及びSBI 証券は当社の経営への関与を行う意向はないとの意思を口頭にて表明しております。また、本第三者割当は当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権について当社が不行使期間を指定できることから新株予約権の行使のタイミングについてある程度のコントロールが可能であり、急激な既存株式の希薄化を防止し得る点では一定の優位性があり、この資金調達により当社の成長戦略を後押し、結果的に企業価値の向上に寄与することから、既存株主の利益に資するものと考えております。当社といたしましては、本第三者割当において発行される新株予約権の内容及び数量は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠なものであると考えております。なお、本新株予約権には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる旨の取得事由(新株予約権発行要項第14項第(1)号)が定められているため、将来何らかの事由により資金調達の必要性が低下した場合又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合に、必要以上の希薄化が進行しないように配慮されております。以上の点を勘案し、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由

(1)割当予定先の概要

<マッコーリー・バンク>(第5回新株予約権14,000個、第6回新株予約権2,500個)

(対し口が)が10日が(が1 水川田 11,000 旧、対10日が(水川田 2,000 旧)						
(1)) 名 称			マッコーリー・バンク・	リミテッド (Macquarie B	ank Limited)
(2)	(2) 所 在 地			Level 6, 50 Martin Pl	ace, Sydney NSW 2000 Au	stralia
(3)	(3) / 本本の犯職 氏点		会長 P.H.ワーン (P.H.	Warne)		
	代表者の役職・氏名			CEO M. J. リームスト (M.	J. Reemst)	
(4)	事 業	内	容	商業銀行		
(5)	次	+	^	9,821 百万豪ドル (801,9	983 百万円)	
	資	本	金	(平成30年3月31日現在	Ē)	
(6)	設 立	年 月	日	1983年4月26日		
(7)	発行法	齐 株 式	数	普通株式 589, 276, 303 株	(平成30年3月31日現	在)
(8)	決	算	期	3月31日		
(9)	従 業	員	数	14,469 人 (マッコーリー	ー・グループ)(平成 30 年	年3月31日現在)
(10)	主 要	取 引	先	個人及び法人		
(11)	主要耳	取引 銀	そう			
(12)	大株主及	び持株	比率	Macquarie B.H. Pty Ltd	, 100%	
(13)	当事会	社間の	関係			
				当社と当該会社との間に	は、記載すべき資本関係に	はありません。また、当
	資 本	関	係	社の関係者及び関係会社	と当該会社の関係者及び関	関係会社との間には、特
				筆すべき資本関係はあり	ません。	
				当社と当該会社との間に	は、記載すべき人的関係に	はありません。また、当
	人 的	関	係	社の関係者及び関係会社	と当該会社の関係者及び関	関係会社との間には、特
				筆すべき人的関係はあり	ません。	
				当社と当該会社との間に	は、記載すべき取引関係に	はありません。また、当
	取 引	関	係	社の関係者及び関係会社	と当該会社の関係者及び関	関係会社との間には、特
				筆すべき取引関係はあり	ません。	
	関連当	東 孝 〃	× Ø	当該会社は 当社の問事	当事者には該当しません。	また 当該会社の題様
	該当		、 沢		の関連当事者には該当しません。	
	10人 コ	1/\	101	4次の関係会社は、当社	♥ク関連当事省(には終当 しょ	L € 70 ₀
(14)	最近3年	間の経営	龙績及	び財政状態		
		油	算期	平成28年(2016年)	平成 29 年(2017 年)	平成30年(2018年)
		·/\	开州	3月期	3月期	3月期
連	結 純	資	産	1,096,238 百万円	1,080,554 百万円	1,069,991 百万円
連	結 総	資	産	15,663,776 百万円	14, 373, 135 百万円	14, 144, 982 百万円
1 株	当たり連絡	吉純資産	(円)	1, 860. 41	1, 833. 70	1, 815. 77
連	結 純	収	益	486,709 百万円	499,675 百万円	503, 271 百万円
連	結 営	業利	益	149,730 百万円	148,761 百万円	175,814 百万円
連	結 当 期	純 利	益	180,694 百万円	105,068 百万円	129, 268 百万円
1株当たり連結当期純利益(円)			(円)	316.63	178. 30	219. 37
1 株 当 た り 配当金(円)			(円)	261. 12	173. 20	211.61
	(注) 1 ト記の「最近3年間の経営成績及び財政比能」に記載の金額は、値宮上、巫成98年3日期は、巫成98					

(注) 1. 上記の「最近3年間の経営成績及び財政状態」に記載の金額は、便宜上、平成28年3月期は、平成28年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=86.25円、平成29年3月期は、平成29年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=85.84円、平成30年3月期は、平成30年3月31

日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=81.66円に換算し記載しております。

2. 上記の割当予定先の概要は、別途時点を明記していない限り、平成30年8月30日現在の内容です。

<SBI 証券> (第5回新株予約権14,000個、第6回新株予約権2,500個)

(1) 名 和	株式会社 SBI 証券		
(2) 所 在 力	東京都港区六本木 1-6-1		
(3)	代表取締役会長 北尾 吉孝		
代表者の役職・氏々	代表取締役社長 高村 正人		
(4) 事 業 内 %	金融商品取引業		
(5) 資 本		年3月31日現在)	
/ \	1 1934年3月30日		
(7) 発行済株式		(平成30年3月31日現在)
(8) 決 算 其			•
(9) 従 業 員 勢	760人(平成30年3月3	31 日現在)	
(10) 主 要 取 引 分	投資家及び発行体		
(11) 主要取引銀行	f 株式会社みずほ銀行		
(12)	SBI ファイナンシャルサ	ービシーズ株式会社 1009	%
大株主及び持株比当	SBI ホールディングス	株式会社の 100%子会社で	す。
(13) 当事会社間の関係	{		
	割当予完集社平成30年	3月31日現在、当社株式を	シ140-400 烘 (発行这件
資 本 関 位	(計画) たんぱーパ 30 年 (140,400 /木(元17月/木
	工(和公安人() 1.03/0) [水] [- C40 9 & 9 o	
		は、記載すべき人的関係に	•
人 的 関 化		:と当該会社の関係者及び関	関係会社との間には、特
	筆すべき人的関係はあり		
		は、記載すべき取引関係に	-
取引関		と当該会社の関係者及び関係	関係会社との間には、特
	■ 筆すべき取引関係はあり	ません。	
関連当事者への	当該会社は、当社の関連	当事者には該当しません。	また、当該会社の関係
該 当 状 沒	君 者及び関係会社は、当社	:の関連当事者には該当しま	ません。
(14) 最近3年間の経営成績			
(エ1) 以及り丁同ッ/加工首別が	平成 28 年(2016 年)	平成29年(2017年)	平成 30 年(2018 年)
決算其	3月末	3月末	3月末
		192, 465 百万円	214, 568 百万円
連結総資		2,559,387百万円	3,031,602 百万円
1株当たり連結純資産(円		55, 097. 44	61, 308. 64
連結営業収		90,464 百万円	116,716 百万円
連結営業利		37,972 百万円	53,570 百万円
親会社株主に帰属する			
当期純利	28.087 自万円	27,798 百万円	36,812 百万円
1株当たり連結当期純利益(円		8, 022. 86	10, 610. 26
1 株 当 た り 配当金(円		4, 323. 32	4, 323. 32

⁽注)上記の割当予定先の概要は、別途時点を明記していない限り、平成30年8月30日現在の内容です。

(2)割当予定先を選定した理由

当社は、マッコーリー・バンクのグループ会社であるマッコーリーキャピタル証券会社より、当社が上場した 平成25年3月以降、機関投資家とのミーティングをアレンジ頂くとともに、マッコーリー・バンクが属するマ ッコーリー・グループ(以下「マッコーリー・グループ」といいます。)より、海外の M&A 案件や資金調達の提 案を受けておりました。こうした関係のなか、平成29年2月にマッコーリー・バンクを割当先とする新株予約 権による資金調達を実施いたしましたが、その際の財務アドバイザリーを SBI 証券が担当いたしました。平成 29 年12月以降、当社が再度の資金調達を検討する中において、本新株予約権の発行を実施する資金調達方法につ いての提案を、マッコーリー・バンク及びSBI 証券より受けました。当社は、当該提案を受け、上記「2.募集 の目的及び理由(2)資金調達方法の概要」に記載のとおり、他の資金調達方法も含めて当社内で正式な協議・検 討を行った結果、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができ、既存株主の 利益への影響を一定程度抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、他の資金調達方法と比較 しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断したこと、マッコーリー・バ ンク及び SBI 証券が新株予約権発行による資金調達について十分な実績を有していることなどから、両社の提 案を採用することが最善であると判断しました。当社は、マッコーリー・バンクが当社のニーズに合致する資金 調達方法を提案したことに加え、同社が国内外に厚い投資家顧客基盤を有しているため、今回、同社を割当予定 先として選定いたしました。また、SBI 証券が当社の財務的なニーズをはじめとした諸テーマに関して深く理解 しているとともに、今回の資金調達の検討に当たり、前回の資金調達時の財務アドバイザリーの経験・知見や当 社の財務的ニーズを踏まえ、当社とマッコーリー・バンクとの間を調整し、当社が最適と判断する資金調達方法 をマッコーリー・バンクと共に提案いただいております。以上を踏まえ、平成30年8月30日の取締役会におい て、マッコーリー・バンク及びSBI 証券を割当予定先とする本第三者割当を決議いたしました。

マッコーリー・バンク及び SBI 証券は、下記「(4)割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した 内容」及び「(6)割当予定先の実態」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な支払能力を有するも のと認識しております。

(3)割当予定先の保有方針及び転換(行使)制限措置

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク及びSBI 証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、いずれも純投資であり、各割当予定先は、長期間保有する意思を表明しておりません。

また、当社役員と各割当予定先の担当者との協議において、各割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭により確認しております。

また、当社と各割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条及び同施行規則第436条第1項及至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使(以下「制限超過行使」といいます。)を制限する旨を新株予約権買取契約にて規定する予定です。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせない

こと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、新株予約権買取契約により合意する予定です。

なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。

(4)割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

<マッコーリー・バンク>

当社は、割当予定先であるマッコーリー・バンクの平成30年(2018年)度のアニュアルレポート(豪州の平成13年(2001年)会社法(英名: Corporations Act 2001)に基づく資料)により、平成30年3月31日現在の割当予定先単体の現金及び現金同等物が9,730百万豪ドル(円換算額:794,552百万円、参照為替レート:81.66円(三菱UFJ銀行平成30年3月31日時点仲値))であることを確認しており、払込み及び本新株予約権の行使に必要かつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込みに支障はないと判断しております。

<SBI 証券>

当社は、割当予定先である SBI 証券からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、SBI 証券が2018 年 8 月 13 日付で関東財務局長宛てに提出した第 77 期第 1 四半期報告書に記載された 2018 年 6 月 30 日を基準日とする四半期連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に必要かつ十分な現預金及びその他流動資産を有していると認められることから、当該払込みに支障はないと判断しております

(5)株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6)割当予定先の実態

<マッコーリー・バンク>

割当予定先であるマッコーリー・バンクは、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所 (ASX) に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA (Australian Prudential Regulation Authority) の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコーリー・グループは、金融行動監視機構 (Financial ConductAuthority) 及びプルーデンス規制機構 (Prudential Regulation Authority) の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、マッコーリー・バンクとは互いに直接の資本関係のないものの、マッコーリー・バンクと同様に、マッコーリー・グループ・リミテッド (オーストラリア証券取引所 (ASX) に上場) の完全子会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、マッコーリー・バンクの属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は APRA ホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認するとともに、マッコーリー・バンクの担当者との面談によるヒヤリングにより、マッコーリー・グループの概要及び日本においてはマッコーリーキャピタル証券会社が金融庁の監督及び規制を受けていることを確認しております。以上から、マッコーリー・バンク並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

<SBI 証券>

SBI 証券は金融商品取引業者として登録済(登録番号:関東財務局長(金商)第44号)であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関(日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会)に所属し、その規則の適用を受けております。また、当社はSBI 証券の完全親会社である SBI ホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、平成30年6月28日)を確認し、SBI 証券の担当者との面談によるヒヤリング内容も踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。なお、SBI 証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしておりません。

7. 大株主及び持株比率

割当前(平成30年3月31日現在)	
石井 武	14. 23%
日本証券金融株式会社	5.06%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.49%
永富 義人	2.31%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072485276 (常任代理人 野村證券株式会社)	1.94%
鵜川 太郎	1.58%
グリー株式会社	1. 29%
株式会社SBI証券	1.09%
山口修一郎	1.06%
SOCIETE GENERALE PARIS/BT REGISTRATION MARC/OPT (常任代理人 ソシエテ・ジェネラル証券株式会社)	1.01%

- (注) 1. 持株比率は平成30年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
 - 2. 上記の割合は、少数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
 - 3. 割当予定先であるマッコーリー・バンク及び SBI 証券の本新株予約権の保有目的はいずれも純投資であり、長期間保有する意思を表明していないため、本新株予約権に係る潜在株式数を反映した割当後の「持株比率」の記載はしておりません。

8. 今後の見通し

本件による当社連結業績に与える影響につきましては、合理的な算定が困難なため未定であります。今後、業績見通しが明らかになり次第、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(全ての本新株予約権が行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1)最近3年間の業績(連結)

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
連結売上高	2,541,885 千円	2,646,019 千円	3,300,235 千円
連結営業利益	△926, 250 千円	△591,705 千円	△415, 344 千円
連結経常利益	△934,845 千円	△647, 346 千円	△380, 411 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	△1,016,379 千円	△1,540,753 千円	△605, 595 千円
1株当たり連結当期純利益	△113. 59 円	△171. 28 円	△54, 52 円
1株当たり配当金	—————————————————————————————————————	—円	—円
1株当たり連結純資産	213. 76 円	76. 62 円	193, 64 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成30年7月31日現在)

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式数	13, 550, 798 株	100.0%
現時点の転換価格 (行使価額) における潜在株式数	326,000 株	2. 4%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	326,000 株	2.4%
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	326,000 株	2. 4%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
始 値	1,000円	465 円	344 円
高 値	1,580円	539 円	1,826円
安 値	463 円	277 円	303 円
終値	463 円	343 円	890 円

②最近6か月の状況

	平成 30 年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	963 円	1,028円	861 円	782 円	706 円	561 円
高 値	1,045円	1,029円	917 円	837 円	873 円	1,020円
安 値	913 円	821 円	777 円	671 円	561 円	462 円
終値	1,028円	868 円	780 円	735 円	561 円	906 円

⁽注) 平成30年8月の株価については、平成30年8月29日現在までの株価を表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	平成30年8月29日
始 値	870 円
高 値	936 円
安 値	850 円
終値	906 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	平成28年5月11日	
調達資金の額	835, 084, 150円 (差引手取額)	
転 換 価 額	額面100円につき金100円	
	ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。	
募集時における	8, 989, 400株	
発 行 済 株 式 数		
割 当 先	XPEC Entertainment Inc.(樂陞科技股份有限公司)	
当該募集による	2, 238, 219株	
潜在株式数	2, 200, 213//	
現時点における	転換済株式数1,691,098株(残高0円)	
転 換 状 況	料理的人的工作。	
発行時における	第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に係る手取概	
当初の資金使途	算額合計835,084,150円については、当社がXPEC Entertainment Inc.との関係強	
	化のため、Eminent Global Limitedより取得するXPEC Entertainment Inc.の株式1,643,546株の取得資金として平成28年5月に646百万円、他社タイトルの運営	
発行時における	移管受託に係る運営費用(人件費、外注費、サーバー費、広告宣伝費等。海外展	
支 出 予 定 時 期	開を行う場合のこれらの費用を含みます。) として平成28年5月から平成29年4	
	月までに189百万円を充当予定。	
	XPEC社の株式取得資金としてその全額を、平成28年5月に499百万円、平成28年	
現時点における	8月に147百万円を充当しております。また、他社タイトルの運営移管受託に係	
充 当 状 況	る運営費用として、その全額を平成28年12月までに充当しております。	

② 第三者割当による第4回新株予約権の発行

② 第二者割当による第4回	
割当日	平成29年3月13日
発行新株予約権数	24,500個
発 行 価 額	総額19,502千円(新株予約権1個当たり796円)
発行時における調達予定資金の額	1,991,777千円 (差引手取概算額)
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における 発行済株式数	10, 131, 0440株
当該募集による	2,450,000株
潜在株式数	
現時点における行使状況	24,500個
現時点における調達した資金の額	2, 183, 815千円 (差引手取概算額)
発行時における	手取額合計1,991,777千円については、以下のとおり充当予定。
当初の資金使途	①他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用として569百万円を平成29年4月から平成32年3月までに充当予定
	②他社タイトルの買取費用として500百万円を平成29年4月から平成31年3月に
発 行 時 に お け る	充当予定
支出予定時期	③協業案件獲得のためのライセンス使用許諾料及び開発・運営費用として700百
人 口 1 万 户 时 朔	万円を平成29年4月から平成31年3月までに充当予定
	④オフショア開発事業への投資として222百万円を平成29年4月から平成32年3月
	までに充当予定
	①他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用として414百万円を充当しており
	ます。
	②他社タイトル買取費用として35百万円を充当しております。
	③協業案件獲得のためのライセンス使用許諾料及び開発・運営費用として690百
	万円を充当しております。
	④オフショア開発事業への投資として191百万円を充当しております。
	当初の予定調達額を超えて調達した192百万円につきましては、①他社タイトル
	の運営移管受託に係る運営費用として42百万円、③協業案件獲得のためのライセ
	ンス使用許諾料及び開発・運営費用として100百万円、④オフショア開発事業へ
	の投資として50百万円を充当いたします。
	また、②他社タイトルの買取り費用として総額500百万円を平成31年3月までに
THE PLANE IN A STATE OF THE STA	充当することを予定しておりましたが、当初想定していた規模の案件の打診が想
現時点における	定よりも少なく、また、条件面での合意ができない等の状況が続いております。
充 当 状 況	また、他社タイトルの買取りにより多額の買取り費用を負担した場合の投資回収
	リスクが、他社タイトルの運営移管受託や他社との協業による開発・運営の場合
	と比べて、高まってきていると考えております。他方で、平成30年6月29日付
	「グリー株式会社との協業契約の締結について」にて開示いたしましたとおり、
	当社はグリー株式会社とその子会社であるファンプレックス株式会社との協業に
	よりソーシャルゲームの運営移管を含むゲーム運営事業全般について協業を進め
	ることといたしました。また、平成29年6月にリリースしたKADOKAWAとの協業ターイトルが一定の評価を受けたと考えており、その結果、IP保有会社を含む他社か
	イトルが一定の評価を受けたと考えており、その結果、IP保有芸性を含む他性が らの協業案件の提案が増えております。その中で、当社への収益分配額が増加す
	る一方で、当社が開発期間中により多くの費用負担をする提案や、開発総額が比
	る一方で、当任が開発期间中により多くの資用負担をする従来や、開発総額が比 較的多額となる提案も出てまいりました。以上の事業環境の変化とこれを踏まえ
	円のうち現時点で未充当となっている465百万円については、そのうち、100百万
	円を①他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用に充当し、250百万円を③協

業案件獲得のためのライセンス使用許諾料及び開発・運営費用に充	当することと
いたしました。	
なお、当初の計画よりも費用が増加していること等を踏まえ、未充意	当額の充当完
了時期を以下のとおり変更いたします。	
①他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用 平成30年12月迄	
③協業案件獲得のためのライセンス使用許諾料及び開発・運営費用	平成30年10

④オフショア開発事業への投資 平成30年11月迄

月迄

11. 発行要項

【別紙】株式会社オルトプラス第5回新株予約権発行要項及び株式会社オルトプラス第6回新株予約権発行要項に記載の通りです。

以上

株式会社オルトプラス第5回新株予約権(第三者割当)

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社オルトプラス第5回新株予約権(第三者割当)(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

平成30年9月18日

3. 割当日

平成30年9月18日

4. 払込期日

平成30年9月18日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに 14,000 個及び株式会社 SBI 証券に 14,000 個割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,800,000 株 (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下「**割当株式数**」という。) は 100 株) とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整前割当株式数 × 調整前行使価額

調整後割当株式数 =

調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に 関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

28,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金557円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額(以下「**行使価額**」という。) は、当初 906 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 本第 10 項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券 取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 91%に相当する金額(円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額)に修正され る。

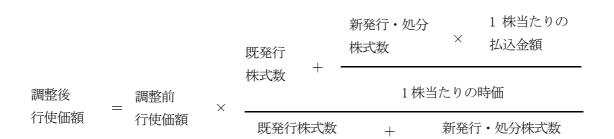
「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社 普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含む。)には、当該 日は「取引日」にあたらないものとする。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を 当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買 立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。

(2) 行使価額は544円(但し、第11項による調整を受ける。)(以下「**下限行使価額**」という。)を下回らない ものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下 限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。



- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する 当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子 会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を発行又は処分する場合、

新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

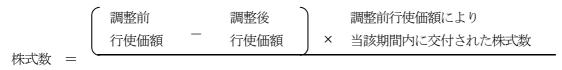
③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株 式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並び に当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使 されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当 日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を 与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の 取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。



調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、 行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する 場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用 する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合は 基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引 の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで 算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用 開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後 行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、 上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開 始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成30年9月18日から平成32年9月17日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり557円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、当該取得条項に基づく本新株予約権の取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり557円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、当該取得条項に基づく本新株予約権の取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるとこ

ろに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第 20 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性(ボラティリティ)、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金557円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

20. 行使請求受付場所

株式会社オルトプラス 財務・経理部

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷支店

22. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

株式会社オルトプラス第6回新株予約権(第三者割当)

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社オルトプラス第6回新株予約権(第三者割当)(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

平成30年9月18日

3. 割当日

平成30年9月18日

4. 払込期日

平成30年9月18日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに 2,500 個及び株式会社 SBI 証券に 2,500 個割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 500,000 株 (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 100 株) とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整前割当株式数
×
調整前行使価額

調整後割当株式数 =

調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に 関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

5,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金536円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額(以下「**行使価額**」という。) は、当初 1,200 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、それ以降、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の3取引日目以降第 12 項に定める期間の満了日まで、本第 10 項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当 社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含む。)には、当 該日は「取引日」にあたらないものとする。

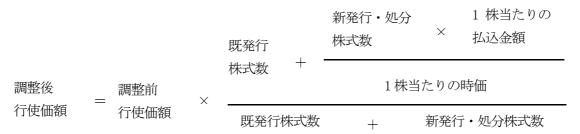
「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。

(2) 行使価額は544円(但し、第11項による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らない

ものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「**行使価額調整式**」という。)をもって行使価額を調整する。



- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の 取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。



調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、 行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する 場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用 する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合は 基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引 の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで 算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成30年9月18日から平成32年9月17日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり536円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、当該取得条項に基づく本新株予約権の取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり536円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、当該取得条項に基づく本新株予約権の取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるとこ

ろに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第 20 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性(ボラティリティ)、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金536円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

20. 行使請求受付場所

株式会社オルトプラス 財務・経理部

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷支店

22. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上